年　　　月　　　日

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱確約書

北広島町長　様

届出者　住　所

　　　　　　　　事業者名称

　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　介護保険住宅改修費等の受領委任払いに関し、事業者の登録申請に当たり次の事項を遵守することを確約します。

（基本事項）

１　厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成１１年厚生省告示第９４号）に規定する特定福祉用具等の種目、及び厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成１１年厚生省告示第９５号）に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修（以下「住宅改修等」という。）の提供に関しては、関係法令、通達、北広島町介護保険住宅改修等受領委任払い制度実施要綱等を遵守すること。

２　被保険者の意思及び人権を尊重するとともに、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等を行うよう努めること。

３　住宅改修等にあたっては、北広島町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

４　正当な理由なく、北広島町介護保険住宅改修費等受領委任払い制度（以下「受領委任払い制度」という。）の利用を拒まないこと。

（受給資格等の確認）

５　住宅改修等にあたっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、住所、要介護認定等の有無及び有効期間並びに給付制限の有無を確認し、受領委任払い制度が可能であるかどうか確認すること。また、当該被保険者に過去の住宅改修の給付実績を確認すること。

（見積書等の発行）

６　住宅改修等を受領委任払い制度にて取り扱う場合、その施工に係る費用の見積書その他保険給付を受けるために必要な書類を作成し、被保険者へ発行すること。

（見積書の内容変更）

７　当該住宅改修等に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその内容を被保険者に連絡し、変更後の見積書を被保険者へ発行するとともに、関係機関等に連絡すること。

８　住宅改修等の内容を十分に確認及び説明を行い、安全に配慮した工事及び納入を行うこと。

（自己負担額の受領等）

９　住宅改修費等が完了したときには、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者から受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者等に対して自己負担額分の領収書を発行すること。

（通知）

10　被保険者が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を町長に通知すること。

1. 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
2. 正当な理由なく、当該住宅改修等を行うに当たって必要な手続き等に関して協力しないとき。

（記録の整備）

11　住宅改修等に関する記録を整備し、特定福祉用具の販売日又は住宅改修の完了日から５年間保存すること。

（指導・調査等）

12　町長が住宅改修費等の支給に関して必要があると認め、事業者に対して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。

13　関係法令等又はこの確約書の遵守事項に違反し、その是正等について町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

（登録の取消し等）

14　この確約書の遵守事項に重大な違反をした場合、不正な手段により受領委任払いに係る届出をしようとした場合又は不正な手段により住宅改修費等を受領しようとした場合においては、町長が直ちに事業者の登録を取り消すことについて了承すること。

（苦情処理等）

15　被保険者からの苦情又は相談があった場合は、状況を詳細に把握するための聴き取り等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、事業者において処理しえない内容については、行政窓口等関係機関との協力により、適切な方法を検討し対処すること。

（賠償責任）

16　住宅改修費等の施工及び納入に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、被保険者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、被保険者に対してその損害を賠償すること。

（秘密保持）

17　業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、事業者の職員であった者に、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とすること。

（変更等の届出）

18　受領委任払いの取扱いを廃止、休止若しくは再開又は登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を町長に届け出ること。